

現 行	改 定 案	改 定 の 考 え 方								
<p>(1) 「量の見込み」の基本的な考え方 「量の見込み」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかに関する見込みのことですが、札幌市においては次の表の右欄に記載の考え方に基づき見込むこととします。</p> <table border="1" data-bbox="184 485 1207 1115"> <thead> <tr> <th>事業名等</th> <th>量の見込みに当たっての考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「教育・保育」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育等で就学前の子どもに対し提供される保育サービスのことで以下のとおり区分されます。 ・1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育の利用を希望 ・2号(学校教育利用希望)⇒満3歳以上で保育の必要があり、教育の利用も希望 ・2号(学校教育利用希望以外)⇒満3歳以上で保育の必要があるが、教育の利用は積極的には希望しない ・3号⇒3歳未満で保育の必要あり</td> <td>国の手引きによる。 なお、国の手引きにより推計される利用意向率は至近の利用意向率の向上幅を考慮し、今後も一定の率で変動するものとしてします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ この表にいう「国の手引き」とは、量の見込みを算出するために国が作成した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」を指します。 なお、国の手引きにおいては各年度における就学前児童数の推計数に、アンケート調査（札幌市では、平成30年（2018年）12月～平成31年（2019年）1月にかけて、市内の就学前児童15,000人を無作為抽出して実施した「札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」のことをいう。）により把握した利用意向率（現在は、保育所利用を希望していないが将来的に稼働して利用したいといった潜在的な利用意向を含む）を乗じることにより算出した数値を「量の見込み」とすることとされています。</p>	事業名等	量の見込みに当たっての考え方	「教育・保育」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育等で就学前の子どもに対し提供される保育サービスのことで以下のとおり区分されます。 ・1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育の利用を希望 ・2号(学校教育利用希望)⇒満3歳以上で保育の必要があり、教育の利用も希望 ・2号(学校教育利用希望以外)⇒満3歳以上で保育の必要があるが、教育の利用は積極的には希望しない ・3号⇒3歳未満で保育の必要あり	国の手引きによる。 なお、国の手引きにより推計される利用意向率は至近の利用意向率の向上幅を考慮し、今後も一定の率で変動するものとしてします。	<p>(1) 「量の見込み」の基本的な考え方 「量の見込み」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかに関する見込みのことですが、札幌市においては次の表の右欄に記載の考え方に基づき見込むこととします。</p> <table border="1" data-bbox="1231 485 2255 1115"> <thead> <tr> <th>事業名等</th> <th>量の見込みに当たっての考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「教育・保育」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育等で就学前の子どもに対し提供される保育サービスのことで以下のとおり区分されます。 ・1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育の利用を希望 ・2号(学校教育利用希望)⇒満3歳以上で保育の必要があり、教育の利用も希望 ・2号(学校教育利用希望以外)⇒満3歳以上で保育の必要があるが、教育の利用は積極的には希望しない ・3号⇒3歳未満で保育の必要あり</td> <td>国の手引きによる。 <u>直近の利用意向率の変動状況に加え、保育ニーズ調査の結果を踏まえたものとしてします。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ この表にいう「国の手引き」とは、<u>中間年の見直しのために国が通知した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」のほか、事業計画の策定に当たり、これまで国から発出された各種通知を指します。</u> <u>国の手引きにおいては、アンケート調査を踏まえた標準的な「量の見込み」の算出方法が示されているほか、「量の見込み」の補正について、過去の実績値によるトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要とされています。</u></p>	事業名等	量の見込みに当たっての考え方	「教育・保育」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育等で就学前の子どもに対し提供される保育サービスのことで以下のとおり区分されます。 ・1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育の利用を希望 ・2号(学校教育利用希望)⇒満3歳以上で保育の必要があり、教育の利用も希望 ・2号(学校教育利用希望以外)⇒満3歳以上で保育の必要があるが、教育の利用は積極的には希望しない ・3号⇒3歳未満で保育の必要あり	国の手引きによる。 <u>直近の利用意向率の変動状況に加え、保育ニーズ調査の結果を踏まえたものとしてします。</u>	<p>令和7年4月の量の見込みを再推計したことによるもの。</p> <p>中間見直しのための考え方について、国から通知が発出されたことによるもの。</p>
事業名等	量の見込みに当たっての考え方									
「教育・保育」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育等で就学前の子どもに対し提供される保育サービスのことで以下のとおり区分されます。 ・1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育の利用を希望 ・2号(学校教育利用希望)⇒満3歳以上で保育の必要があり、教育の利用も希望 ・2号(学校教育利用希望以外)⇒満3歳以上で保育の必要があるが、教育の利用は積極的には希望しない ・3号⇒3歳未満で保育の必要あり	国の手引きによる。 なお、国の手引きにより推計される利用意向率は至近の利用意向率の向上幅を考慮し、今後も一定の率で変動するものとしてします。									
事業名等	量の見込みに当たっての考え方									
「教育・保育」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育等で就学前の子どもに対し提供される保育サービスのことで以下のとおり区分されます。 ・1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育の利用を希望 ・2号(学校教育利用希望)⇒満3歳以上で保育の必要があり、教育の利用も希望 ・2号(学校教育利用希望以外)⇒満3歳以上で保育の必要があるが、教育の利用は積極的には希望しない ・3号⇒3歳未満で保育の必要あり	国の手引きによる。 <u>直近の利用意向率の変動状況に加え、保育ニーズ調査の結果を踏まえたものとしてします。</u>									
<p>(2) 提供体制(供給量)の「確保方策」の基本的な考え方 「提供体制(供給量)」とは、特定の保育サービスが施設・事業者により提供される見込みの量のことをいいますが、その確保に当たっては、就学前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができること等を踏まえ、以下の方法により供給量を確保していきます。 ① 既存施設の活用 可能な限り既存施設・事業者を活用して供給量を確保します。</p>	<p>(2) 提供体制(供給量)の「確保方策」の基本的な考え方 「提供体制(供給量)」とは、特定の保育サービスが施設・事業者により提供される見込みの量のことをいいますが、その確保に当たっては、就学前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができること等を踏まえ、以下の方法により供給量を確保していきます。 ① 既存施設の活用 可能な限り既存施設・事業者を活用して供給量を確保します。</p>									

<p>② 区間調整</p> <p>各行政区においてニーズ量に対する供給量を確保することを基本としますが、居住区以外の施設を利用する児童が一定数いることを踏まえ、供給量>ニーズ量となっている行政区の供給量の一部について、それぞれの保育サービスの利用実態を考慮し適切な範囲において、ニーズ量>供給量となっている行政区に充当することとします。</p>	<p>② 区間調整</p> <p>各行政区においてニーズ量に対する供給量を確保することを基本としますが、居住区以外の施設を利用する児童が一定数いることを踏まえ、供給量>ニーズ量となっている行政区の供給量の一部について、それぞれの保育サービスの利用実態を考慮し適切な範囲において、ニーズ量>供給量となっている行政区に充当することとします。</p>	
<p>目標年度</p> <p>令和3年(2021年)4月1日(※)時点における、札幌市全体の必要供給量を最大限確保します。また、増加する保育ニーズへの対応を加速し、計画期間内の必要供給量を令和5年(2023年)4月までに確保します。</p> <p>※ 「子育て安心プラン(平成29年6月公表)」及び国の手引きを踏まえたもの。</p> <p>供給量確保の考え方</p> <p>供給量の確保に当たっては、「供給量の確保の方策」のとおり、新規整備は最小限度に留まるよう既存の認可施設や事業者を最大限に活用して取組を進めるとともに、老朽化した施設を更新し、より安全で安心な教育・保育環境を確保していきます。また、国の基本指針に基づき企業主導型保育事業(定員のうち地域枠相当部分に限る。)や幼稚園等における一時預かり事業についても計画上の供給量として計上します。</p> <p>供給量の確保の方策</p> <p>教育・保育の供給量確保については、既存施設の活用を優先することを前提とし、原則として以下の方策により供給量を確保します。</p> <p>なお、本計画期間内においては1号の供給量は不足しない見込みであることから、既存保育所等から認定こども園への移行によるものを除き、1号のみの供給量確保を目的とした整備は行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行 ■ 既存認定こども園・認可保育所の増・改築等による定員増 ■ 既存幼稚園等における一時預かり事業(2号教育) ■ 既存認可外保育施設から認定こども園・認可保育所・地域型保育事業への移行 ■ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の新規整備 ■ 企業主導型保育事業(地域枠)の活用 	<p>目標年度</p> <p><u>中間見直しにおいて判明した保育ニーズ量の変動に対応する供給量を令和7年(2025年)4月までに確保します。</u></p> <p>供給量確保の考え方</p> <p>供給量の確保に当たっては、「供給量の確保の方策」のとおり、新規整備は最小限度に留まるよう既存の認可施設や事業者を最大限に活用して取組を進めるとともに、老朽化した施設を更新し、より安全で安心な教育・保育環境を確保していきます。また、国の基本指針に基づき企業主導型保育事業(定員のうち地域枠相当部分に限る。)や幼稚園等における一時預かり事業についても計画上の供給量として計上します。</p> <p>供給量の確保の方策</p> <p>教育・保育の供給量確保については、既存施設の活用を優先することを前提とし、原則として以下の方策により供給量を確保します。</p> <p>なお、本計画期間内においては1号の供給量は不足しない見込みであることから、既存保育所等から認定こども園への移行によるものを除き、1号のみの供給量確保を目的とした整備は行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行 ■ 既存認定こども園・認可保育所の増・改築等による定員増 ■ 既存幼稚園等における一時預かり事業(2号教育) ■ 既存認可外保育施設から認定こども園・認可保育所・地域型保育事業への移行 ■ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の新規整備 ■ 企業主導型保育事業(地域枠)の活用 	<p>事業計画期間内に必要な供給量を令和5年4月までに確保することとしていたが、保育ニーズ再推計の結果、不足する区分の供給量確保策の検討が必要になったことから、事業計画期間内である令和7年4月までに変更するもの。</p>

<p>※ 認定こども園については、4類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）のうち保育の質の確保等の観点から幼保連携型認定こども園を最優先とし、一貫した教育・保育の提供を保障するため、幼保連携型認定こども園の場合は原則として1～3号の定員を設けることとします。</p> <p>また、既存の幼稚園及び認可保育所が認定こども園に移行することについては、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や、その変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、原則として認可・認定することとします。そのために必要な範囲で需給調整の特例措置を講じることとし、需給計画に「認定こども園特例枠」として所要の上乗せ量を定めます。</p> <p>※ 地域型保育事業については、卒園後の受け皿としての連携施設が確実に確保できるなど、卒園児が引き続き保育等を受ける環境が整っていると認められる場合に供給量の確保方策とします。</p> <p>※ 地域型保育事業のうち小規模保育事業については、保育の質の確保（保育従事者に占める保育士の割合に関する基準）の観点からA型を確保方策とします。</p> <p>※ 地域型保育事業のうち事業所内保育事業については、主に従業員の福利厚生のために設置するという事業の性格を踏まえ、地域枠の定員の適正な設定を含め個別に設置の判断を行います。</p> <p>※ 地域型保育事業のうち居宅訪問型保育事業については、保育の質の確保（保育従事者と子どもが1対1で保育されるという事業の性質上、保育状況の客観的な把握・検証が困難であること）の観点等から今回の事業計画期間内においては実施しない（認可しない）こととします。</p> <p>※ 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）については原則として連</p>	<p><u>供給量確保の各方策については以下に留意しながら進めることとします。</u></p> <p><u><認定こども園></u></p> <p>認定こども園については、4類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）のうち保育の質の確保等の観点から幼保連携型認定こども園を最優先とし、一貫した教育・保育の提供を保障するため、幼保連携型認定こども園の場合は原則として1～3号の定員を設けることとします。</p> <p>また、既存の幼稚園及び認可保育所が認定こども園に移行することについては、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や、その変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、原則として認可・認定することとします。そのために必要な範囲で需給調整の特例措置を講じることとし、需給計画に「認定こども園特例枠」として所要の上乗せ量を定めます。</p> <p><u>なお、既に1号の保育ニーズに対する供給量が十分に確保されていることから、新たに1号定員を設ける場合は、必要最低限の設定とします。また、新たに2、3号定員を設ける場合においても、地域の保育ニーズを踏まえ、定員を適切に設定するものとします。</u></p> <p><u><地域型保育事業></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域型保育事業については、卒園後の受け皿としての連携施設が確実に確保できるなど、卒園児が引き続き保育等を受ける環境が整っていると認められる場合に供給量の確保方策とします。 事業所内保育事業については、主に従業員の福利厚生のために設置するという事業の性格がある一方、<u>保育ニーズに対する供給量が充足しつつある現状を踏まえ、地域枠及び従業員枠の定員設定の妥当性や必要性、継続性等を総合的に勘案し、個別に設置の判断を行います。</u> 居宅訪問型保育事業については、保育の質の確保（保育従事者と子どもが1対1で保育されるという事業の性質上、保育状況の客観的な把握・検証が困難であること）の観点等から今回の事業計画期間内においては実施しない（認可しない）こととします。 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）については原則として連 	<p>保育所及び幼稚園から認定こども園への移行時の利用定員設定について、保育ニーズに対して必要な供給量が確保されている地域においても移行を認めることから、利用定員の設定が適切になされるよう考え方を明示するもの。</p> <p>市内にはB・C型の小規模保育事業所は設置されていないこと及び現行計画期間内において小規模保育事業所の新規整備を予定していないことから削除するもの。</p> <p>事業所内保育事業については、保育ニーズに対する供給量確保が進んで来たことや、小規模保育事業所の新規整備を行わない方針及び企業主導型保育事業の新規募集の停止等を踏まえ、地域枠だけではなく、従業員枠の定員設定の妥当性や必要性、継続性等を含め、設置の必要性を総合的に判断するもの。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>携施設（保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿となる施設をいう。）を確保する義務があることから、連携施設となる認定こども園、幼稚園及び認可保育所との連携が円滑に行えるように必要に応じて札幌市が適切な調整等を行うこととします。</p> <p>※ 企業主導型保育事業（地域枠）については、地域枠利用者の勤務先と企業主導型保育事業者との提携により、その利用期間中において地域枠から従業員枠への変動が可能な制度であることを踏まえた上で、供給量を設定し、確保の方策とします。</p>	<p>連携施設（保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿となる施設をいう。）を確保する義務があることから、連携施設となる認定こども園、幼稚園及び認可保育所との連携が円滑に行えるように必要に応じて札幌市が適切な調整等を行うこととします。</p> <p><企業主導型保育事業> 企業主導型保育事業（地域枠）については、地域枠利用者の勤務先と企業主導型保育事業者との提携により、その利用期間中において地域枠から従業員枠への変動が可能な制度であることを踏まえた上で、供給量を設定し、確保の方策とします。</p>													
<p>供給量の確保に向けた環境整備</p> <p>保育の供給量確保に当たり、保育現場の担い手となる保育士等の人材確保及び資質向上についての重要性を考慮し、行政、各団体、養成校等がそれぞれ主体的な取組を推進するとともに、取組の効果が最大化するよう3者が連携・協力して保育士確保に関する取組を進めるものとしてします。</p>	<p>供給量の確保に向けた環境整備</p> <p>保育の供給量確保に当たり、保育現場の担い手となる保育士等の人材確保及び資質向上についての重要性を考慮し、行政、各団体、養成校等がそれぞれ主体的な取組を推進するとともに、取組の効果が最大化するよう3者が連携・協力して保育士確保に関する取組を進めるものとしてします。</p>													
<p>(3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」（全市）</p> <p>■ 教育・保育に関する需給計画のポイント</p> <table border="1" data-bbox="216 1066 1205 1955"> <thead> <tr> <th>ニーズ</th> <th>需給計画のポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園等の教育を利用したいというニーズ（※1）</td> <td>札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と計画初年度である令和2年度（2020年度）の供給量を比較した場合、1号のニーズに2号のうち学校教育利用の希望が強いと考えられるニーズ量を加えても、（19,590人）<供給量（25,371人）と大幅な供給過多となっています。供給量が不足する区においても区間調整により既存の幼稚園等で必要な供給量を確保できることから、新たな幼稚園の整備は行わないこととしています。</td> </tr> <tr> <td>保育所等の保育を利用したいというニーズ（※2）</td> <td>札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と計画初年度である令和2年度（2020年度）の供給量を比較した場合、3～5歳の区別の不足の合計は2,613人となっていることから、行政区ごとにニーズ量に対して必要な供給量を確保するため、「供給確保の方策」に記載した手法により、必要な供給量を確保することとしています。 また、3号に関しても、一部の区において不足（447人）が生じていることから、幼稚園の認定こども園への移行や保育所等の増改築において新たに設定する3号の利用定員により確保を図るほか、小規模保育の新規整備等により、必要な供給量を確保することとしています。</td> </tr> </tbody> </table>	ニーズ	需給計画のポイント	幼稚園等の教育を利用したいというニーズ（※1）	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と計画初年度である令和2年度（2020年度）の供給量を比較した場合、1号のニーズに2号のうち学校教育利用の希望が強いと考えられるニーズ量を加えても、（19,590人）<供給量（25,371人）と大幅な供給過多となっています。供給量が不足する区においても区間調整により既存の幼稚園等で必要な供給量を確保できることから、新たな幼稚園の整備は行わないこととしています。	保育所等の保育を利用したいというニーズ（※2）	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と計画初年度である令和2年度（2020年度）の供給量を比較した場合、3～5歳の区別の不足の合計は2,613人となっていることから、行政区ごとにニーズ量に対して必要な供給量を確保するため、「供給確保の方策」に記載した手法により、必要な供給量を確保することとしています。 また、3号に関しても、一部の区において不足（447人）が生じていることから、幼稚園の認定こども園への移行や保育所等の増改築において新たに設定する3号の利用定員により確保を図るほか、小規模保育の新規整備等により、必要な供給量を確保することとしています。	<p>(3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」（全市）</p> <p>■ 教育・保育に関する需給計画のポイント</p> <table border="1" data-bbox="1273 1066 2261 1955"> <thead> <tr> <th>ニーズ</th> <th>需給計画のポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園等の教育を利用したいというニーズ（※1）</td> <td>札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と中間見直し年度である令和5年度（2023年度）の供給量を比較した場合、1号のニーズに2号のうち学校教育利用の希望が強いと考えられるニーズ量を加えても、（17,636人）<供給量（24,360人）と大幅な供給過多となっています。供給量が不足する区においても区間調整により既存の幼稚園等で必要な供給量を確保できることから、新たな幼稚園の整備は行わないこととしています。</td> </tr> <tr> <td>保育所等の保育を利用したいというニーズ（※2）</td> <td><u>計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と中間見直し年度である令和5年度（2023年度）の供給量を比較した場合、札幌市全域で見ると、保育ニーズに対する供給量は満たされています。一方で、一部の区においては供給量が不足している年齢区分もあることから、「供給量の確保の方策」に記載した手法等により、必要な供給量を確保することとします。</u> <u>なお、地域ごとの需給状況を再確認した上で、区全体の需給状況に関わらず、保育施設の設置が真に必要と判断される場合は、整備を検討します。また、より安全で安心な保育環境を確保する観点から、老朽化した保育施設の更新についても適切に対応します。</u></td> </tr> </tbody> </table>	ニーズ	需給計画のポイント	幼稚園等の教育を利用したいというニーズ（※1）	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と中間見直し年度である令和5年度（2023年度）の供給量を比較した場合、1号のニーズに2号のうち学校教育利用の希望が強いと考えられるニーズ量を加えても、（17,636人）<供給量（24,360人）と大幅な供給過多となっています。供給量が不足する区においても区間調整により既存の幼稚園等で必要な供給量を確保できることから、新たな幼稚園の整備は行わないこととしています。	保育所等の保育を利用したいというニーズ（※2）	<u>計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と中間見直し年度である令和5年度（2023年度）の供給量を比較した場合、札幌市全域で見ると、保育ニーズに対する供給量は満たされています。一方で、一部の区においては供給量が不足している年齢区分もあることから、「供給量の確保の方策」に記載した手法等により、必要な供給量を確保することとします。</u> <u>なお、地域ごとの需給状況を再確認した上で、区全体の需給状況に関わらず、保育施設の設置が真に必要と判断される場合は、整備を検討します。また、より安全で安心な保育環境を確保する観点から、老朽化した保育施設の更新についても適切に対応します。</u>	<p>直近の実績値を元に修正するもの。</p> <p>事業計画策定時と比較し、保育ニーズに対する供給量の確保が進んで来た現状を踏まえ修正するもの。</p>
ニーズ	需給計画のポイント													
幼稚園等の教育を利用したいというニーズ（※1）	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と計画初年度である令和2年度（2020年度）の供給量を比較した場合、1号のニーズに2号のうち学校教育利用の希望が強いと考えられるニーズ量を加えても、（19,590人）<供給量（25,371人）と大幅な供給過多となっています。供給量が不足する区においても区間調整により既存の幼稚園等で必要な供給量を確保できることから、新たな幼稚園の整備は行わないこととしています。													
保育所等の保育を利用したいというニーズ（※2）	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と計画初年度である令和2年度（2020年度）の供給量を比較した場合、3～5歳の区別の不足の合計は2,613人となっていることから、行政区ごとにニーズ量に対して必要な供給量を確保するため、「供給確保の方策」に記載した手法により、必要な供給量を確保することとしています。 また、3号に関しても、一部の区において不足（447人）が生じていることから、幼稚園の認定こども園への移行や保育所等の増改築において新たに設定する3号の利用定員により確保を図るほか、小規模保育の新規整備等により、必要な供給量を確保することとしています。													
ニーズ	需給計画のポイント													
幼稚園等の教育を利用したいというニーズ（※1）	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と中間見直し年度である令和5年度（2023年度）の供給量を比較した場合、1号のニーズに2号のうち学校教育利用の希望が強いと考えられるニーズ量を加えても、（17,636人）<供給量（24,360人）と大幅な供給過多となっています。供給量が不足する区においても区間調整により既存の幼稚園等で必要な供給量を確保できることから、新たな幼稚園の整備は行わないこととしています。													
保育所等の保育を利用したいというニーズ（※2）	<u>計画最終年度である令和6年度（2024年度）末（令和7年（2025年）4月）のニーズ量と中間見直し年度である令和5年度（2023年度）の供給量を比較した場合、札幌市全域で見ると、保育ニーズに対する供給量は満たされています。一方で、一部の区においては供給量が不足している年齢区分もあることから、「供給量の確保の方策」に記載した手法等により、必要な供給量を確保することとします。</u> <u>なお、地域ごとの需給状況を再確認した上で、区全体の需給状況に関わらず、保育施設の設置が真に必要と判断される場合は、整備を検討します。また、より安全で安心な保育環境を確保する観点から、老朽化した保育施設の更新についても適切に対応します。</u>													

<p>ニーズ変化への対応</p>	<p>令和元年（2019年）10月から開始された幼児教育・保育の無償化の影響のほか、国が「子育て安心プラン」において予測する将来的な女性就業率の上昇に伴う保育利用率の上昇や就学前児童数の変動、大規模開発等により、計画策定後に判明するニーズの変化には、「量の見込み」を適切に補正することにより対応することとします。</p>		<p>「ニーズ変化への対応」については、次期子ども・子育て支援事業計画（R7～R11）において改めて検討するため、中間見直しにおいては削除するもの。</p>
<p>※1 詳細な需給計画の表における「3～5歳教育のみ（1号）」及び「3～5歳保育の必要性あり（2号）」のうち「学校教育利用希望強い」の「①量の見込み」欄に記載されている数値を合計したものが幼稚園等の教育を利用したいというニーズの量</p> <p>※2 詳細な需給計画の表における「3～5歳保育の必要性あり（2号）」、「1・2歳保育の必要性あり（3号）」及び「0歳保育の必要性あり（3号）」の「①量の見込み」の欄に記載されている数値を合計したものが保育所等の保育を利用したいというニーズの量</p>	<p>※1 詳細な需給計画の表における「3～5歳教育のみ（1号）」及び「3～5歳保育の必要性あり（2号）」のうち「学校教育利用希望強い」の「①量の見込み」欄に記載されている数値を合計したものが幼稚園等の教育を利用したいというニーズの量</p> <p>※2 詳細な需給計画の表における「3～5歳保育の必要性あり（2号）」、「1・2歳保育の必要性あり（3号）」及び「0歳保育の必要性あり（3号）」の「①量の見込み」の欄に記載されている数値を合計したものが保育所等の保育を利用したいというニーズの量</p>	<p>※1 詳細な需給計画の表における「3～5歳教育のみ（1号）」及び「3～5歳保育の必要性あり（2号）」のうち「学校教育利用希望強い」の「①量の見込み」欄に記載されている数値を合計したものが幼稚園等の教育を利用したいというニーズの量</p> <p>※2 詳細な需給計画の表における「3～5歳保育の必要性あり（2号）」、「1・2歳保育の必要性あり（3号）」及び「0歳保育の必要性あり（3号）」の「①量の見込み」の欄に記載されている数値を合計したものが保育所等の保育を利用したいというニーズの量</p>	
<p>■ 「量の見込み」及び「確保方策」（全市）</p>		<p>（中間見直しによる変動後の需給状況に修正する）</p>	<p>中間見直し後の数値に修正するもの。</p>
<p>（記載なし）</p>		<p><u>(4) その他</u> <u>子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付方法について随時必要な検討及び見直しを行っていく。</u></p>	<p>事業計画策定のための国の基本指針において、「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容」が基本的記載事項として定められていることから、中間見直しに合せて追記するもの。</p>